

重伝建補助金利用希望者へのご案内

1 補助内容について

・「伝統的建造物」と「伝統的建造物以外」で補助内容が異なります。

事業の種類		補助対象経費	限度額	補助率
伝統的建造物「修理」 【補助対象要件】 ・概ね昭和30年以前の建物で小浜の伝統的な様式を残し、保存・維持することに同意された建造物の修繕	主屋	該当物件の 外観、屋根 および 構造耐力上主要な部分 (屋根および外壁については、これらに係る構造体および下地を含む)の修理に要する経費 (設計費、管理費も含む) ※内装工事は対象外です。	800万円	4/5以内
	土蔵		500万円	
	付属屋 (廊下、離れ等)		200万円	
	寺社建築物		500万円	
	工作物 (板塀、鳥居等)		100万円	
伝統的建造物以外「修景」 【補助対象要件】 ・道路に面した建物等の新築、増築、改築、修繕 ・上記を修景基準に則って実施	主屋	家屋等の新築、増築、改築時に、 伝統的景観に合わせ外観変更 (屋根含)する場合に要する経費 (設計費、管理費も含む) ※外から見えない部分の工事は対象外です。	400万円	3/5以内
	土蔵		200万円	
	付属屋 (廊下、離れ等)		100万円	
	寺社建築物		200万円	
	工作物 (板塀、鳥居等)		50万円	

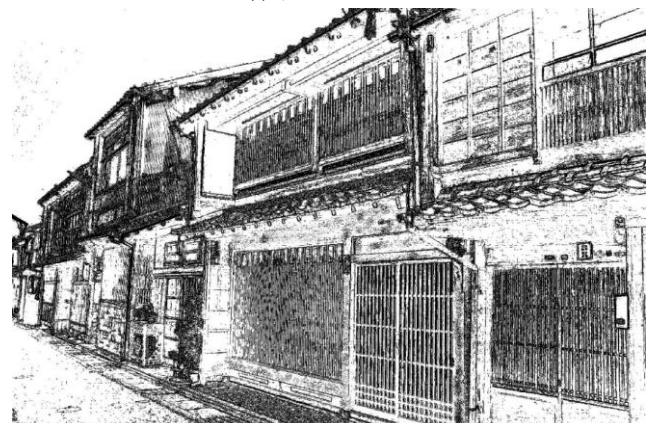
2 小浜西組の「伝統的建造物」とは

①次の3つの要件を満たしたものが伝統的建造物となります。

- ・江戸末期から昭和30年までに建造された物件
- ・伝統的な諸特性を維持していると認められる建築物または歴史ある工作物
- ・保存することに同意をいただいた物件

②伝統的建造物のメリット・デメリット

- ・伝統的建造物とその建物が建つ敷地の固定資産税や相続税が減免されます。
- ・重伝建補助金の補助率、補助上限が上記説明のように優遇されます。
- ・指定文化財に準じるものとして扱われるため、所有者が変わっても解除できず、取り壊すことができません。
(所有者都合での解除もできません)



3 伝統的建造物・修理補助金のイメージ

※家のストーリーをもとに昔の姿に戻す、あるいは現状維持のために行う修理の補助金です。

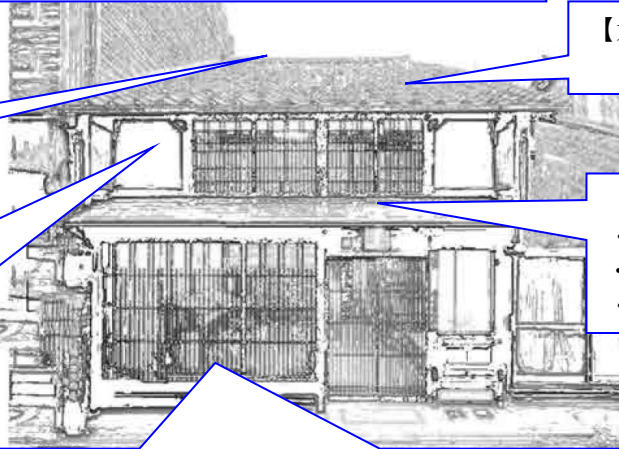
①商家の基本的な修理イメージ

【構造体】・歪み傾き等がある場合、揚げ前(柱持ち上げ)工事等を実施。

【棟】・原則、現状を維持。

【2階正面】

- ・土壁または漆喰塗り。
- ・格子窓や虫籠窓を維持または痕跡により再現。
- ・袖壁は残して補修。



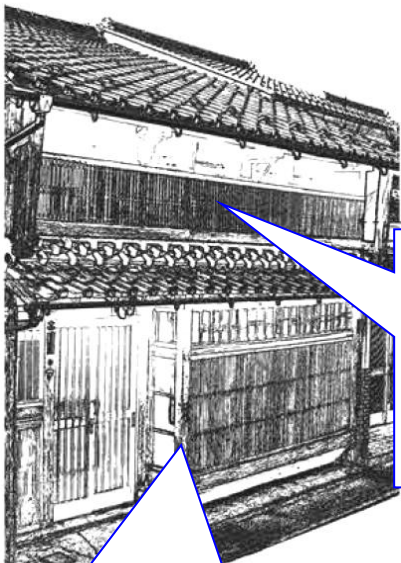
【大屋根】・現状の勾配を維持。
・和瓦を利用。

【下屋庇】

- ・現状の勾配を維持。
- ・瓦・金属板・板葺きを維持。
- ・若狭瓦の再利用を検討。

【1階正面】・木製ガラス戸、平格子、出格子等を維持または痕跡により再現。
・木質部の基本はベンガラ塗。

②茶屋の基本的な修理イメージ



【構造体】【1階正面】【棟】【本屋根】【庇】
・商家と同じ。

【2階正面】

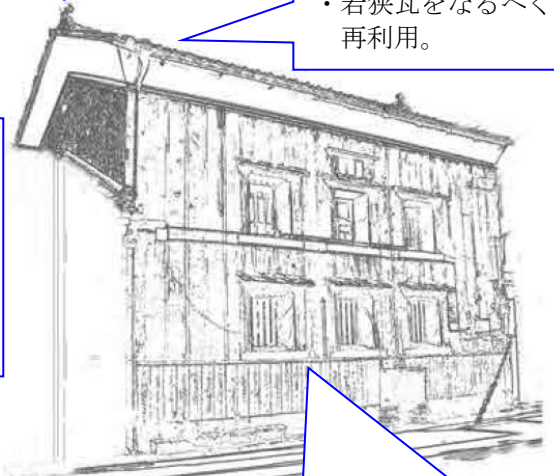
- ・縁、手摺、雨戸等を維持または痕跡により復元。
- ・出窓がある場合は支える束等を含めて維持。
- ・木質部の基本はベンガラ塗。
- ・袖壁は残す。

③土蔵の基本的な修理イメージ

【棟】・原則、現状を維持。
・鬼瓦は立浪方鳥喰付のものとします

【屋根】

- ・現状の勾配を維持。
- ・若狭瓦をなるべく再利用。



【外壁】・基本、白漆喰仕上げ、板張り。
・腰壁が海鼠壁の場合、それを維持。

④補助金修理事物の事例（外観・補助あり）



- ・木造建具修理
- ・木部塗装

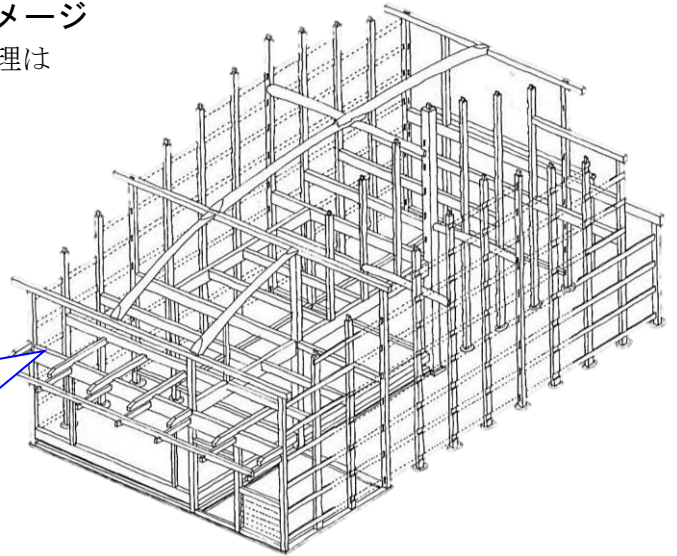
- ・玄関サッシを木製建具に変更
- ・屋根葺き直し



⑤補助金対象となる構造耐力上主要な部分のイメージ

○建物の構造（柱・床組等）を維持するための修理は補助対象となります。

- 【補助対象】**
- ・基礎、土台。
 - ・構造体の歪み矯正。
 - ・柱の腐食部分を接ぐ。
 - ・耐震補強のため、間柱、小ばり等を増やす。
 - ・壁(内側)の中塗り。



⑥補助金修理事物の事例（内装・補助対象外）

○補助対象外であるため、使いやすいように自由に改装できます。
（ただし、主要な柱の位置変更等、主要構造の変更はできません）

【主な改装】

- ・和室をフローリングへ
- ・壁をとり1つの部屋へ
- ・広々とした玄関スペース
- ・開放的な浴室



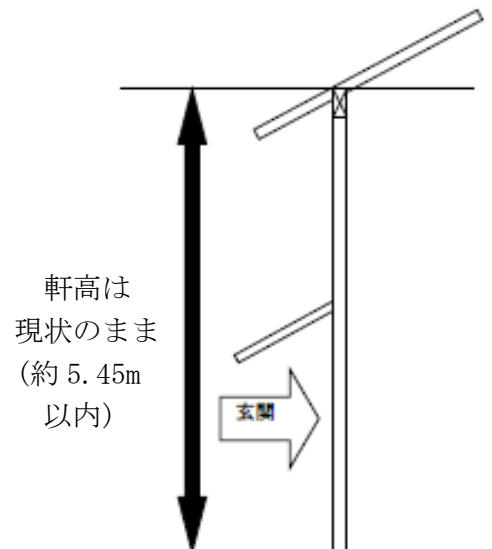
4 伝統的建造物以外の建物・修景補助金のイメージ

①対象となる建物

- ・道路から後退していない建物
- ・前面軒高は現状のまま（18尺・約5.45m以内）の2階以下の建物（道路から見えない高さ、位置の3階建てを含む）
- ・上記の要件を満たす新築を含む。

②対象となる工事

- ・修景基準にそって町並みと調和する伝統的な景観となるように外観を改築、修繕または新築、増築する工事
- ※伝統的建造物の外観を参考としてください。



5 補助のスケジュールについて(変更する可能性があります)

- ・設計内容の精査、文化庁との協議が必要となるため、申込書(利用希望調書)を提出いただいてから着工までに最短でも約1年待ついただくこととなります。
- ・利用希望数が多い場合「前年度から利用希望調書提出」「伝統的建造物の同意」「老朽化」「工事後の利用方法」「景観貢献度」等を勘案し、伝統的建造物群保存地区保存審議会にて優先順位を決定します。

		時期	内容
前年度	申込書(利用希望調書)受付	5月中旬まで	利用希望調書に詳細が確認できる設計図面(立面図・平面図)・見積書・修理工事チェックシートを添付し、提出ください
	現地確認、内容精査	5～7月頃	設計等が妥当であるか専門家等と精査します 設計図面・見積書の修正等が必要な場合があります
	伝統的建造物群保存地区審議会	7月頃	優先順位等を決定し、希望者に通知します
	文化財調査官(国)現地視察	10月頃、 随時	文化財調査官の指示により、設計図面・見積書等の修正が必要な場合があります
	補助金の内定等	3月	国・県の補助金内示、市3月議会議決後
工 事 実 施 年 度	補助金交付申請・決定	4月以降	補助金交付申請書等を提出ください 交付決定日以降に工事に着手ください
	入札報告書・契約書等の提出	随時	交付決定度に行われた入札書類や契約書の写し等を提出ください
	現場確認等	随時	専門家等による現場確認・指導があります
	補助事業の完了	2月末日まで	工事完了後速やかに実績報告書を提出ください (書類検査・現地確認を行います)
	請求書提出・補助金交付	3月末日まで	補助金請求書を提出ください 3月末日までに指定口座に振り込みます

6 Q & A

- Q. 建造物2棟を同時に修理すると、補助金はどうなりますか。
- A. 建造物は1棟ずつ伝統的建造物への同意をいただいているため、補助金も1棟ずつとなります。そのため、建造物毎に補助金申請いただき、建造物毎の補助上限となります。
(例)伝統的建造物の主屋1棟、付属屋1棟を修理する場合、主屋800万円上限、付属屋200万円上限の補助を受けることが可能です。
- Q. 他の補助金を同時に利用できますか。
- A. 工事範囲や実施内容が明確に区別できれば、その他の補助金との併用が可能です。
(例)重伝建補助金で建物の外観と主要構造部を工事し、景観形成補助金で住宅用連動式火災警報器を設置する。
- Q. 申し込みした場合、いつ頃、工事を始められますか。
- A. 現在、令和2年度からの申請待ち物件が約10件以上あり、「前年度に申込書提出」「伝統的建造物の同意」「老朽化」「工事後の利用方法」「景観貢献度」等を勘案し、優先順位を決定するため、今回申込まれましても着工の時期が令和5年度以降となる可能性があります。

7 申込・問合せ先

- ・申込を検討される方やご不明な点がある方は、下記担当までご連絡をお願いします。
- ・申込書(利用希望調書)が必要な方は下記にご連絡ください。郵送でお送りいたします。

小浜市教育委員会文化課 赤崎 TEL: 0770-64-6034(直通)

Mail: rekishi@city.obama.fukui.jp

